

戸籍

マイナンバーカードの休日交付 事前の予約が必要です

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時
まで

■休日交付日 4月22日(日)

■交付時間 午前10時～午後3時

■受け取りに必要なもの

・マイナンバー通知カード(申請書から切り離した、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
・個人番号カード交付通知書

(ご連絡と同封されたはがき)

・写真付本人確認書類(運転免許証など)

・印鑑(ゴム印不可)

・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中等で来庁が困難な場合に限りられています。詳しくは戸籍係へご相談ください。

芝山剣道クラブ 子ども剣士が健闘

2月4日(日)、山武市のさんぶの森中央体育館で「山武郡市小学生剣道冬季大会」が開催され、芝山剣道クラブの選手が優秀な成績を収めました。

■成績

- ・個人女子三年生の部 準優勝 西杏月(小学3年生) 左写真
- ・団体女子の部 第3位 右写真



募集

介護予防教室「いつまでも元氣塾(前期)」 年を重ねても元気に

☎ 地域包括支援センター ☎ 77・3914

介護予防と聞いて、「私はまだそんな歳じゃない」と思っていませんか? いつまでも元氣塾は、衰え知らずで元氣に過ごすため、寝たきり予防を目的とした教室です。

■対象者 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方

■開催日時 全15回(全て金)

5月18日	5月25日
6月1日	6月8日
6月15日	6月22日
6月29日	7月6日
7月20日	7月27日
8月3日	8月10日
8月31日	9月7日
9月14日	

午後1時30分～3時30分

■会場 保健センター

■内容

筋力アップのための運動やストレッチ、認知症予防を目的とした体操。歯科や栄養の講話など。

■費用 無料

■募集 10人

■締切り 4月25日(水)

運動制限の有無などを確認させていただきます。

■その他 会場までの交通手段の無い方は送迎します。

障害者手帳

住所や名前が変わったら 届け出が必要です

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77-3914

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記のように記載内容に変更があった方は届け出が必要です。

- ・引越しをして住所が変わった。
- ・名字が変わった。

手続きは、福祉保健課窓口でお願いします。



国保

国保の加入・脱退 速やかに届け出を！

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

新たに国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときまたは脱退するときには、届け出が必要です。必ず事由が発生した日から14日以内に町民税務課国保年金係へ届け出てください。

■国保に加入する場合

退職などをしたときに発行される証明書（資格喪失連絡票など）で日付を確認し、国保加入の手続きをします。退職前に国保加入手続きはできません。

■国保を脱退する場合

就職などで社会保険証などが発行された後に、国保をやめる届け出を行ってください。届け

出が遅れると、国保税と保険料が二重に課される場合があります。

【注意】社会保険などに加入後、国保保険証を使って医療を受けてしまうと、町が負担した医療費を返還していただくことになります。必ず保険証が変わったことを医療機関に伝えてください。

■主な必要書類など

どんなとき	届け出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の保険をやめたとき ・扶養から外れたとき 	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票など） 世帯主および国保に加入する方のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の保険に加入したとき ・扶養に入ったとき 	印鑑・新たに加入した全員の社会保険証など・国保の保険証 世帯主および国保をやめる方のマイナンバー（個人番号）が分かるもの

年金

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届け出が必要です。

■手続きについて

町民税務課国保年金係窓口で手続きしてください。

■手続きに必要なもの

離職票などの退職した日付が分かる書類、印鑑、マイナンバーが分かるもの

■保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額16,340円（平成30年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務先への届け出が必要です。

※会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届け出が必要です。

■保険料の免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部の保険料が免除になる制度があります。

■手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を国保年金係へ提出してください。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

■手続きに必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（国保年金係窓口にあります）、印鑑、雇用保険受給資格者証の写し、マイナンバーが分かるものなど

詳しいお問い合わせは、ねんきんダイヤル（☎0570-051165）か国保年金係までご連絡ください。